

## 生活保護受給世帯における障害者世帯の割合について

年度	生活保護受給世帯数	障害者世帯数	割合
19	1,966	193	9.8%
20	2,062	216	10.5%
21	2,272	229	10.1%
22	2,343	227	9.7%
23	2,309	235	10.2%

※障害者世帯とは、世帯主が障害者加算を認定されている世帯。または、世帯主が心身の障害のために働けない世帯。

※障害者加算について

(昭和38年4月1日付厚生省告示第百五十八号『生活保護法による保護の基準』から引用)

(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 障害等級表の1級若しくは2級又は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいるが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。)

イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいるが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。)。ただし、アに該当する者を除く